

商 品 名	リフォームプラン
-------	----------

ご利用いただけるお客様	・お借入時の年齢が満 20 歳以上の個人。 ・当金庫の会員もしくは、会員の資格を有する方。 ・安定継続した収入がある方。 派遣社員・パート等の非正規社員は安定継続した収入があると認められる場合に限り可とします。 安定継続した収入があるかどうか判断が難しい場合は、年収が 150 万円以上または年収が 90 万円以上で家族と同居を判断の目安とします。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方。
お使いみち	申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金。 ※①は、申込日時時点で、支払日から 3 ヶ月以内のものに限り支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可。 ①リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用。(保証料も可。) ※「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等。 ②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローン(無担保)の借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料。 ③申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借り換えたもの(借換直前 3 ヶ月の約定返済で、3 営業日以上履行遅滞が 1 度もないものに限る)の借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料。(①または②と合わせた申込に限る。) ④リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金。(①と合わせた申し込みで 100 万円まで。) 【対象となる建物の条件】 申込人もしくはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの。 ※次のものは各種(仮)登記から除く。 ・当金庫貸付(事業資金、住宅ローン(代理貸付を含む)等)にかかる抵当権および根抵当権。 ・他行住宅ローンにかかる抵当権。
ご融資限度額	・1,000 万円以内。(1 万円単位。)
ご利用期間	・15 年以内。
ご融資利率	別途、当金庫の定める所定の利率を適用させていただきます。なお、ご融資利率については、窓口にお問い合わせ下さい。 【ご留意事項】 ●毎月のご返済が約定日より遅延された場合、遅延された約定返済元金に対して、延滞損害金がかかります。
保証料	保証料毎月払型。 保証料はご融資利率に含まれます。
ご返済方法	・毎月元金均等または元利均等割賦返済。(ご融資金額の 50%以内で半年毎の増額返済併用もできます。) ※6 ヶ月以内の範囲で元金返済据置可能です。
保証人・担保	・保証会社の保証をご利用いただきますので、保証人・担保は不要です。
保険	【団体信用保険】 ・ご希望により当金庫指定の団体信用保険にご加入いただきます。 ※保険料は当金庫が負担しますが、団体信用生命保険をご希望された場合、通常の住宅ローン金利に保険料率を上乗せさせていただきます。

苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部法務課(9時～17時、電話:0944-86-6930)にお申出ください。また、当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。(9時～17時、電話:03-3517-5825) 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律センター(電話:093-561-0360)久留米センター(電話:0942-30-0144)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部法務課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。
その他	・お取扱は当金庫本支店のいずれか一店舗でのご利用となります。 ・ご利用期間内に、約定返済とは別に、一部または全額返済された場合は、当金庫所定の手数料が必要となります。窓口にお問い合わせ下さい。

- ※ 当金庫および保証会社の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 返済額試算をご希望の場合、店頭窓口でお問い合わせ下さい。
- ※ 金融情勢等に変更があった場合は、適用金利が変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

